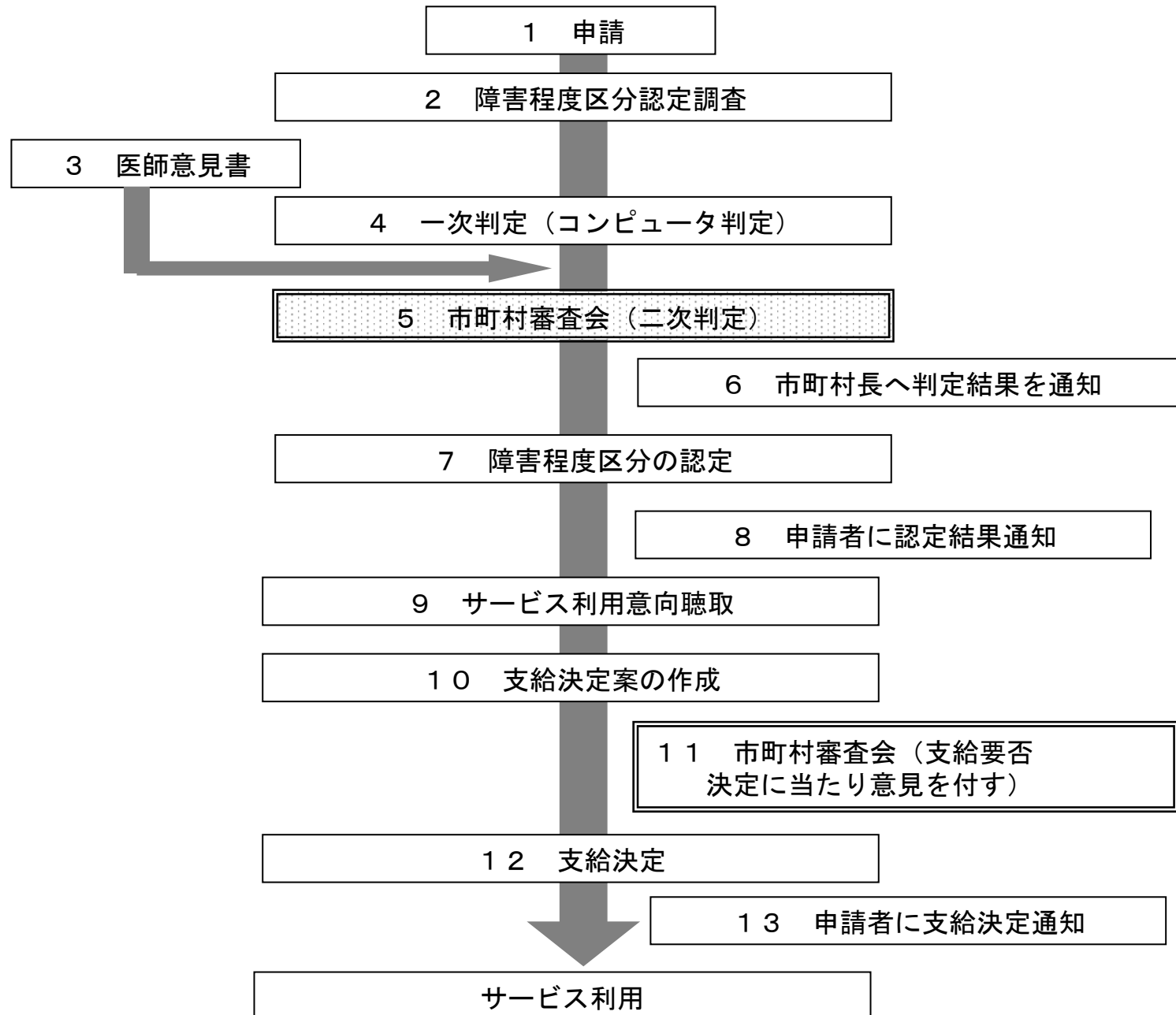


市町村審査会における二次判定について

支給決定の流れ(介護給付の場合)



介護給付における障害程度区分の判定ロジック

プロセス I で非該当の場合



プロセス I

79項目 (A項目群)

非該当

プロセス II

I A D L
(B 1 項
目 群)

行動障害
(B 2 項
目 群)



区分2

区分1

非該当

プロセス III

市町村審査会に
おける総合判定



C項目群

+

医師意見書

+

特記事項

+

A、B1、B2項目群
(この項目のみでの
変更は不可)

区分6

区分5

区分4

区分3

区分2

区分1

非該当

介護給付における障害程度区分の判定ロジック

プロセス I で区分1以上の場合

← 1次判定 →

← 2次判定 →

プロセス I

プロセス II

プロセス III

79項目 (A項目群)

区分6
区分5
区分4
区分3
区分2
区分1



I A D L
(B1項目群)

区分6
区分5
区分4
区分3
区分2
区分1



市町村審査会における総合判定

↑

行動障害 (B2項目群)

+

C項目群

+

医師意見書

+

特記事項

+

A、B1項目群
(この項目のみでの
変更は不可)

区分6
区分5
区分4
区分3
区分2
区分1
非該当

プロセスと項目群

【プロセス】

- プロセスⅠ・・・79項目(要介護認定調査項目)に関する判定(一次判定):障害程度区分基準時間を算出
- プロセスⅡ・・・IADLスコア及び行動障害スコア※による区分変更に関する判定(一次判定) ※行動障害スコアは、プロセスⅠで非該当の場合のみ考慮
- プロセスⅢ・・・障害程度区分基準時間、認定調査の結果、特記事項及び医師意見書を勘案して行われる二次判定

【項目群】

- | | |
|-------------------------------------|--------|
| A項目群・・・障害程度区分基準時間の区分に関連する項目 | 79項目 |
| B1項目群・・・調理や買い物ができるかどうかなどのIADLに関する項目 | 7項目 |
| B2項目群・・・多動やこだわりなど行動障害に関する項目 | 9項目 |
| C項目群・・・ | |
| ①話がまとまらない、働きかけに応じず動かないなど精神面に関する項目 | 8項目 |
| ②言語以外の手段を用いた説明理解などコミュニケーションに関する項目 | 2項目 |
| ③文字の視覚的認識使用に関する項目 | 1項目 |
| | 合計11項目 |

二次判定の検討のポイント

- ① 一次判定結果を原案として、特記事項、医師意見書、項目群の内容から、通常の例に比べてより長い(短い)時間の介護を要するかを判断する。

※ 下記については、一次判定時に考慮されていることから、これらの項目のみで変更することは認められず、他の事項の内容との関連を総合的に勘案することとなる。

- ・プロセス I で非該当となった場合

 - A項目群、B1項目群及びB2項目群の項目のみによる変更は不可

- ・プロセス I で区分1以上となった場合

 - A項目群及びB1項目群の項目のみによる変更は不可

- ② その際、区分変更の例(試行事業の二次判定において区分変更された例)等を参考指標として利用する。

市町村審査会において有効期間と意見を付する場合

○ 障害程度区分の認定の有効期間を定める場合

「現在の状況がどの程度継続するか」との観点

認定の有効期間(3年間)をより短く設定するかどうかの検討

- ・身体上または精神上の障害の程度が6カ月～1年程度の間において変動しやすい状態にあると考えられる場合
- ・施設から在宅、在宅から施設にかわる等、置かれている環境が大きく変化する場合など、審査判定時の状況が変化する可能性があると考えられる場合
- ・その他、審査会が特に必要と認める場合



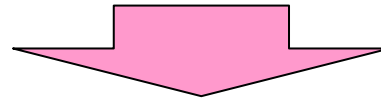
障害程度区分の再認定の具体的な期間(3ヶ月以上)を示す

○ サービスに関して意見を付する場合

障害程度区分の判定では非該当とされた場合等において、審査会として、訓練等給付等のサービス利用が適当と判断される場合には、その旨の意見を付することができる。

(参考)

(問) 一次判定のプロセスⅠ、プロセスⅡで評価されている認定調査項目について、二次判定で評価することはできないのか。



1. 二次判定は、一次判定結果を原案として、項目群、特記事項、医師意見書の内容から、通常の例に比べてより長い(短い)時間の介護を要するかを総合的に判断することとなる。
2. その際、下記については、一次判定時に考慮されていることから、これらの項目のみで変更することは認められない。
 - (1) プロセスⅠで非該当となった場合に係るA項目群、B1項目群及びB2項目群の項目
 - (2) プロセスⅠで区分1以上となった場合に係るA項目群及びB1項目群の項目
3. しかしながら、2の項目については、二次判定段階では、他の事項(2(2)に係るB2項目群、C項目群、特記事項、医師意見書)の内容との関連を総合的に勘案することとなる。
→ P4、P5を参照